

剣道七段・六段審査会(京都)要項

1 期 日

(1)七段審査会

- ① 令和2年4月30日(木)
- ② 受付開始・終了および審査開始時間
 - ア. 54歳以下(54歳含む)
受付時間 午前9時～9時30分まで
審査開始 午前9時50分(予定)
 - イ. 55歳以上(55歳含む)
受付時間 午前11時30分～12時(正午)まで
審査開始 54歳以下実技審査終了後

(2)六段審査会

- ① 令和2年4月29日(祝)
- ② 受付開始・終了および審査開始時間
 - ア. 49歳以下(49歳含む)
受付時間 午前9時～9時30分まで
審査開始 午前9時50分(予定)
 - イ. 50歳以上(50歳含む)
受付時間 午前11時30分～12時(正午)まで
審査開始 49歳以下実技審査終了後

※受付終了後は、審査の進行上一切受け付けませんので必ず時間を厳守して下さい。

2 会 場

ハンナリーズアリーナ(京都市体育館)
(京都市右京区西京極新明町1)

電話 075-315-3741

3 主 催

全日本剣道連盟

4 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則・細則ならびに同実施要領による。

5 審査科目

七段・六段とも、次による。

- (1) 実 技
- (2) 日本剣道形(実技合格者のみ)

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

6 受審資格

- (1) 七 段 平成26年4月 末日以前に六段を取得した者。
但し、今回の審査会は主催者の事情により、例年の5月より4月に移動したため平成26年5月の愛知県開催の六段審査会合格者も受審資格ありと認めます)
- (2) 六 段 平成27年4月 末日以前に五段を取得した者。

7 年齢基準

審査日の当日(七段は 令和2年4月30日 六段は 令和2年4月29日)とする。

8 申 込

- (1) 申込方法 原則として、各加盟団体は、各段位の受審者を一括してEmailにより申込むこと。

なお、個人直接の申し込みも認める。

- (2) 申込締切 **令和2年2月18日(火)**
(3) 申込先 〒112-0006 文京区小日向3-12-2文京区剣道連盟 内木幸介
TEL 090-8892-1412 Email bunkenren@gmail.com
FAX 03-3944-7403
HP <http://bunkenren-b.blogspot.jp/>
(4) 申込書 ①文京区剣道連盟所定用紙による。
②現在受有段位の取得年月日は正確に記入すること。
(記載のない場合又は虚偽の場合は受審を認めない)

9 審査料

- (1) 七段 18,000円 六段 16,000円
(2) 年会費(5,000円)入会金(5,000円)未納の方は審査料に合わせて納付する。
(3) 審査料は申込締切までに下記口座へ振り込む。
【銀行】ゆうちょ銀行【店名】〇一八(読み ゼロイチハチ)【店番】018
【種別】普通預金【口座番号】6557754【口座名義】文京区剣道連盟
(4) 申込締切日に振込が確認できない場合は申込を受け付けない。

10 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を送付するとともに全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<http://www.kendo.or.jp/>)に合格者氏名を掲載する。

11 安全対策

受審者は、各時十分健康管理に留意し本審査会に参加すること。
高齢の受審者については、特に留意すること。
主催者において、審査実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急措置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合の治療費(手術、入院費は含まない)は主催者が負担する。
なお、主催者は、審査中の受審者の事故に対し(審査会場への往復途上を含む)、傷害保険に加入する。受審者は、健康保険証を持参のこと。

12 個人情報保護法への対応

申込書に記載される個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は(財)全日本剣道連盟および(財)東京都剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(HP、掲示用紙、剣窓等)に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な情報を提供することがある。(申込者に周知のこと)

13 注意事項

- (1) 本審査会には、**5月16日(土)** 愛知県で実施される剣道七段審査会、および**5月17日(日)** 愛知県で実施される剣道六段審査会の受審者は、受審できない。
(2) 受審者は、本人の申込受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。
(3) 審査会場に、車での来場は一切禁止する。
(4) 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。
(日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない)
なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。

14. その他

審査参加料払込後の返金については、七段・六段共に認めない。
また、剣道七段および六段会場変更(京都・愛知県)については **4月15日(水)** 午後5時までに加盟団体を通じ、理由を付した書面(FAX可)を東京都剣道連盟あてに提出すること。